東海市告示第４９号

令和７年度東海市出産応援ギフトの支給に関する要綱を次のように定める。

令和７年４月１日

東海市長　花　田　勝　重

令和７年度東海市出産応援ギフトの支給に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、東海市伴走型相談支援及び出産・子育て応援ギフト支給の一体的実施事業実施要綱（令和５年東海市告示第４９号。以下「実施要綱」という。）に基づき、妊娠の届出をした妊婦に対し、出産応援ギフト（以下「ギフト」という。）を支給することにより、当該妊婦を経済的に支援し、もって全ての妊婦が安心して出産ができる環境の整備に寄与することを目的とする。

（支給対象者）

第２条　ギフトの支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に妊娠の届出をした妊婦（妊婦であった者その他市長が必要と認める者を含み、産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。）であって、次の各号（妊婦であった者その他市長が必要と認める者にあっては、第１号）に掲げる要件のいずれにも該当するもの（令和７年３月３１日以前において妊婦（妊婦であった者その他市長が必要と認める者を含み、産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。）であった者に限る。）とする。

⑴　第５条第１項の規定による申請の日において市の住民基本台帳に記録されていること。

⑵　実施要綱に基づく妊娠時の面談を受けていること。

（対象妊娠）

第３条　ギフトの額の算定の基礎となる妊娠（以下「対象妊娠」という。）は、前条の

届出に係る妊娠とする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる妊娠は、対象妊娠としない。

⑴　他の市町村によるギフトの支給に相当する給付に係る対象となる妊娠

⑵　この要綱及びこの要綱に相当する要綱により既に支給され、又は支給されようとするギフトの額の算定の基礎となった妊娠

（ギフトの内容）

第４条　ギフトの内容は、対象妊娠１回につき５万円の給付金（以下「給付金」という。）とする。

（ギフトの支給申請）

第５条　ギフトの支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、対象妊娠に係る出産をした日の前日又は令和８年３月３０日のいずれか早い日までに、市長に申請しなければならない。

２　前項の規定による申請は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

⑴　申請書に市長が必要と認める書類を添えて提出する方法

⑵　市長が指定する申請フォームに、次に掲げる情報を入力し、又は登録して送信する方法

ア　申請者の氏名、生年月日及び現住所

イ　当該申請に係る妊娠について第３条第２項第１号に掲げる妊娠に該当しない旨

ウ　その他市長が必要と認める情報

（ギフトの支給決定）

第６条　市長は、前条第１項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、ギフトの支給を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（ギフトの支給）

第７条　市長は、前条の規定によりギフトの支給を決定したときは、速やかにギフトを支給するものとする。

（本人確認）

第８条　市長は、前２条に定める手続に当たり必要があると認めるときは、申請者か

ら公的身分証明書又はその写しの提示又は提出を受けること等により、当該申請者が本人であることの確認を行うものとする。

（支給決定の取消し及びギフトの返還）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ギフトの支給決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支給したギフトの全部若しくは一部を返還させることがある。

⑴　この要綱に違反したとき。

⑵　当該ギフトに係る妊娠が対象妊娠でないことが判明したとき。

⑶　偽りその他の不正の手段によりギフトの支給を受け、又は受けようとしたとき。

（雑則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。